

議案第 28 号

日出町行財政改革審議会条例の一部改正について

日出町行財政改革審議会条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行財政改革審議会条例の一部を改正する条例

日出町行財政改革審議会条例（平成 30 年日出町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(所掌事務等)」に改め、同条中「町の行財政改革に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行財政改革の計画策定に関する事項
- (2) 行財政改革の実施状況の評価及び進行管理に関する事項
- (3) 行政評価に関する事項
- (4) その他行財政改革の推進に関する事項

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について町長に意見を述べることができる。

第 3 条第 2 項第 1 号中「行財政」の次に「又は行政評価」を加える。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の見出しを「(議事)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項の規定は、部会の議事について準用する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(部会)

第5条 行政評価の客観性及び信頼性を確保するため、審議会に行政評価に関する部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

3 前2項の部会(以下「部会」という。)に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附則第2項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

日出町行財政改革審議会の所掌事務を改め、部会を設置したいので提出する。